

配布用資料

札幌市バリアフリー基本構想 2022(案)

皆さまからのご意見を募集します
～パブリックコメントの実施について～

募集期間：令和4年（2022年）4月18日（月）から
令和4年（2022年）5月17日（火）まで【必着】

札幌市では、平成21年にバリアフリー基本構想を策定し、高齢者や障害者など誰もが安全・安心・快適に移動できるバリアフリー環境の整備に取り組むとともに、その後の状況の変化などを反映し、平成27年までに2度の改定を行ってきました。

この度、平成30年及び令和2年のバリアフリー法の改正や、バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化等を踏まえた見直しを行うこととし、札幌市バリアフリー基本構想2022(案)を作成いたしましたので、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集いたします。より良い計画にしていけるためにも、多くの方からのご意見をお待ちしております。

お寄せいただいたご意見を参考とし、令和4年(2022年)6月頃に計画を策定する予定です。
※いただいたご意見につきましては、個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれに対する市の考え方と併せて公表いたします。

資料の配布場所

以下の場所で資料の配布を行っております。

- 札幌市役所
 - ・5階 まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課
 - ・2階 市政刊行物コーナー
- 各区役所
- 各まちづくりセンター

令和4年(2022年)4月

札幌市

市政等資料番号
01-B04-22-619

《意見募集要項》

1 意見募集期間

令和4年4月18日（月）から令和4年5月17日（火）まで【必着】

2 計画(案)概要版の配布および公表場所

- ・市役所本庁舎 まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課（5階）
- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー（2階）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター

※なお、計画(案)本編は札幌市ホームページ又は上記公表場所で閲覧が可能です。

3 意見の提出方法

下記の提出方法及び提出先により、ご提出ください。

提出方法	提出先
郵送・FAX	この概要版の最後のページに添付されている「意見用紙」を切り取り、ご意見をご記入の上「4 お問合せ先」に送付してください。※その際の切手は不要です。
持参	まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課までお持ちください。
電子メール	以下のアドレス宛てに送付してください。 sogokotsu3@city.sapporo.jp ※メールタイトルは、「札幌市バリアフリー基本構想 2022 について」にしてくださいなど、本計画名が分かるようお願いします。 ※お名前・ご住所・年齢を忘れず記載してください。
ホームページ	<u>札幌市ホームページ</u> 上のご意見フォームからご提出ください。 「健康・福祉・子育て」>「福祉・介護」>「福祉のまちづくり（バリアフリー）」>「新・札幌市バリアフリー基本構想」>「新・札幌市バリアフリー基本構想のスパイラルアップ」 URL： https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/spiral.html 札幌市バリアフリー基本構想のスパイラルアップ 検索

※電話、口頭によるご意見の受付には対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

※ご意見への個別の回答はいたしません。また、ご意見などの概要を公表する際には、お名前・ご住所等は公表いたしません。

4 お問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所5階北側

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課

TEL：011-211-2275 FAX：011-218-5114

メールアドレス：sogokotsu3@city.sapporo.jp

札幌市バリアフリー基本構想 2022 (案)

概要版

本資料は札幌市バリアフリー基本構想 2022(案)の本編の一部を抜粋した概要版です。また、概要版中の章番号や図表番号は本編と一致しています。

本編資料は、札幌市ホームページまたは市役所本庁舎などの公表場所で閲覧が可能です。

公表場所：

- ・市役所本庁舎 まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課（5 階）
- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー（2 階）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター

札幌市ホームページ：

「健康・福祉・子育て」>「福祉・介護」>「福祉のまちづくり（バリアフリー）」>「新・札幌市バリアフリー基本構想」>「新・札幌市バリアフリー基本構想のスパイラルアップ」

URL：

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/spiral.html>

目次【概要版】

第1章 背景	3
1-1 札幌市の概況	3
1-1-1 バリアフリー基本構想とは	3
1-1-2 見直しの必要性	4
1-2 札幌市の概況	5
1-3 我が国におけるバリアフリーの取組	省略
1-4 札幌市のバリアフリーに関するこれまでの取組	7
第2章 札幌市の整備状況と基本構想の見直し	10
2-1 これまでの施設別整備状況	10
2-2 札幌市バリアフリー基本構想の見直し	20
2-2-1 基本構想に明示する事項	20
2-2-2 見直しのポイント	21
第3章 理念と基本方針	25
3-1 理念	25
3-2 基本方針	26
第4章 重点整備地区と整備の進め方	27
4-1 重点整備地区の設定	27
4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定	28
4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況	省略
4-4 各施設等の整備の考え方	33
4-4-1 整備の考え方	33
4-4-2 整備に係る留意事項等	42
4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実	45
第5章 更なるバリアフリーの推進に向けて	53
5-1 ユニバーサル社会の実現に向けた取組	53
5-1-1 心のバリアフリーの推進	53
5-1-2 ユニバーサルデザインの普及啓発	54
5-1-3 バリアフリー化の促進	54
5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携	55
5-3 スパイラルアップ	56
参考資料	省略

第1章 背景

1-1 札幌市の概況

1-1-1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の規定により国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる地区を対象に、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、一定の地区（重点整備地区）を定め、その地区のバリアフリー化の事業の推進に関する計画として策定するものです。

札幌市では、平成 21 年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者、障がい者等誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー環境の整備に取り組むとともに、その後の国の基本方針の改定やバリアフリーを取り巻く状況の変化などを反映し、平成 27 年までに2度の改定を行ってきました。

また、札幌市では、バリアフリー社会の実現に向けて、平成 10 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しており、札幌市の上位計画である「まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年策定）」では、全ての市民が社会に参加できる地域づくりを目指し、多くの市民が訪れる駅周辺などで歩いて暮らせるまちづくりの推進を目指しています。さらに、「札幌市総合交通計画（平成 24 年策定、令和 2 年改定）」に基づき、まちづくりと一体となってバリアフリー化を図るとともに、共生社会の実現に向けては、「さっぽろ障がい者プラン 2018」等において様々な施策に取り組んでいます。

今回、平成 30 年及び令和 2 年のバリアフリー法の改正や、近年の札幌市の関連計画と連携を図るとともに、バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化等を踏まえた見直しを行うこととし、「札幌市バリアフリー基本構想 2022」として改定することとしました。

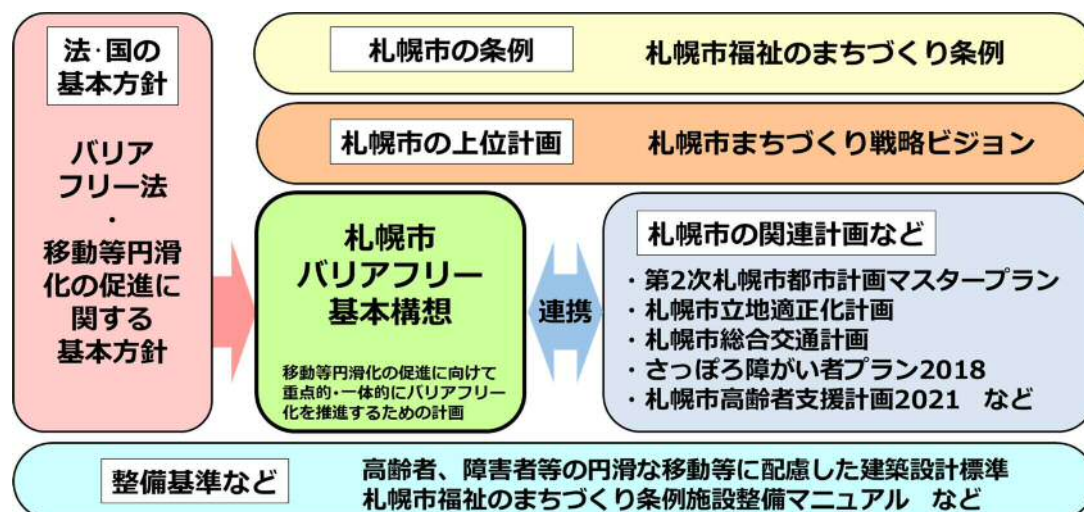


図 1-1 札幌市バリアフリー基本構想の位置づけ

また、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標である持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals/SDGs)では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(取組・手段)を設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。札幌市は、平成 30 年に内閣府から「SDGs 未来都市」として選定されており、バリアフリー基本構想では、17 の目標のうち「3-すべての人に健康と福祉を」「10-人や国の不平等をなくそう」「11-住み続けられるまちづくりを」が特に重要な視点となります。



図 1-2 持続可能な開発目標 (SDGs) の目標

1-1-2 見直しの必要性

国においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現等のため、平成 30 年及び令和 2 年にバリアフリー法が改正されるなど、前回の基本構想見直しから 7 年が経過し、バリアフリーを取り巻く状況には変化が生じています。

また、札幌市では、これまでの取組により着実にバリアフリー整備が進んでいますが、法改正などの国の動向や、地域の状況の変化等に対応するため、引き続きハード整備を進めていくほか、これからはソフト施策の強化にも取り組んでいく必要があります。

こうした状況の変化に対応し、ハード・ソフト両面からより効果的な取組を実施するため、基本構想の見直しを行うこととしました。

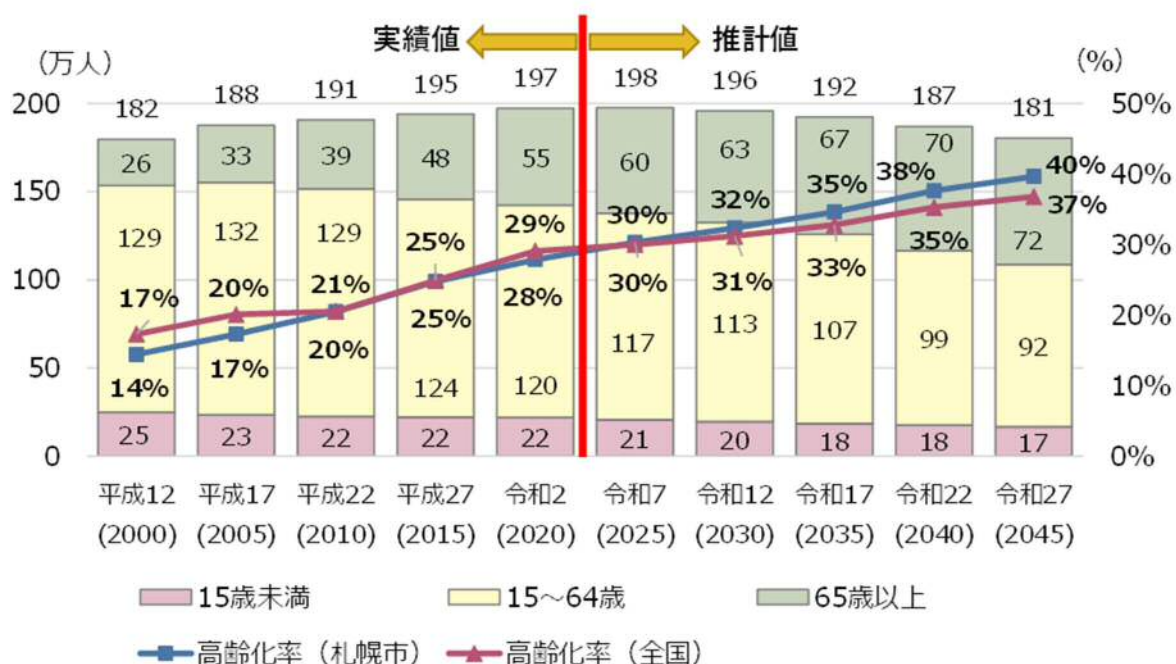
1-2 札幌市の概況

現在、我が国では、世界に類を見ない超高齢社会を迎え、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。

札幌市では、近い将来、人口が減少傾向に転じることが予測されていますが、65 歳以上の高齢者数は増加を続け、令和7年には市民の約3割が高齢者となり、その後は全国平均よりも速いペースで高齢化が進むことが推計されています。また、身体障害者手帳の所持者数は横ばいの傾向にありますが、支援・見守りが必要な要介護等認定者や、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にあります。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会」の実現と高齢者・障がい者等を含むすべての人が活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて平成 30 年度・令和2年度にバリアフリー法が改正され、バリアフリーを取り巻く状況は近年大きく変化しています。

こうした状況変化を踏まえ、今後は、高齢者や障がい者等の社会参加を促進することはもとより、すべての人が自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善・維持していくことが必要となっています。



資料：令和2年までは国勢調査の実績値、
令和7年以降は国立社会保障人口問題研究所の推計値

図 1-3 札幌市の人口の推移、全国と札幌市の高齢化率の推移



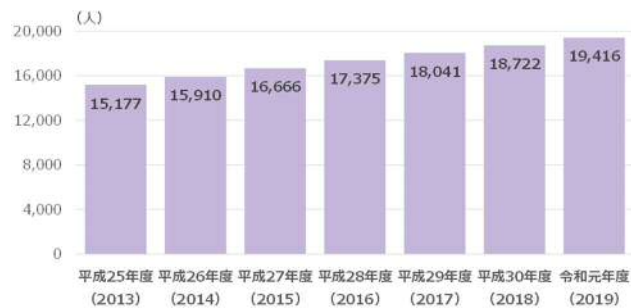
(資料) 介護保険事業状況報告 (厚生労働省)

図 1-4 札幌市の要介護等認定者数の推移



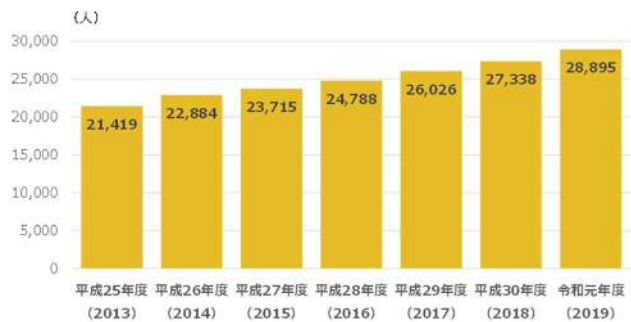
(資料) 札幌市統計書

図 1-5 札幌市の身体障害者手帳所持者数の推移



(資料) 札幌市統計書

図 1-6 札幌市の療育手帳所持者数の推移



(資料) 札幌市統計書

図 1-7 札幌市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

1-4 札幌市のバリアフリーに関するこれまでの取組

(1) 札幌市福祉のまちづくり条例(平成 10 年制定・平成 17 年改正)

障がいのある人や、高齢者等が安心して快適に生活するうえで、制約となっている障壁（バリア）を取り除き、「誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくり」を目指していくことを目的に制定しました。

1) 施設整備マニュアルの作成

「施設整備マニュアル」は、事業者や設計者などが公共的施設を整備・設計する際の手引きとして、札幌市福祉のまちづくり条例の定める整備基準等を解説したものです。同マニュアルの活用により、すべての人にやさしいまちづくりが促進されることを目指しています。

2) 心のバリアフリーガイドの作成

「心のバリアフリーガイド」は、多くの方に心のバリアフリーを知っていただき、市民の誰もがお互いの人格を尊重し、一緒に支え合う「共生社会」が実現するよう、福祉のまちづくり推進会議が編集したものです。

いろいろな障がいの特性や困りごと、配慮の方法等を解説しています。

3) 福祉教育などの推進

小学4年生向け福祉読本「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」や、中学3年生向け福祉読本「心のバリアフリーガイド 中学生用」を配布し、授業等で活用することにより、心のバリアフリーに対する理解を推進しています。

4) 出前講座の実施

出前講座などを通じて、高齢者、障がい者等に対する理解推進を図るとともに、バリアフリー施策に関する情報提供を実施しています。

5) 優しさと思いやりのバリアフリーに関する取組

数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立ち、人の目や感覚を活用した施設のバリアフリー整備を進めます。

具体的には、市有施設の整備の際に高齢者や障がい者等の意見を取り入れる「公共的施設のバリアフリーチェックシステム」と、市民などが危険施設などを発見した際の通報窓口の設置や改善・周知を行う「危険施設等通報システム」の2つのシス

テムを運用しています。

6) 福祉のまちづくりに関する情報提供

パンフレット（さっぽろバリアフリー情報）の配布や、ホームページへのバリアフリータウンマップや表示板交付施設の掲載など、障がい者等が利用しやすい施設の情報を提供しています。

7) 駅員・社員・職員・乗務員の適切な対応

駅員・社員・職員・乗務員などに対し、定期的にバリアフリー講習会や体験教習などの教育訓練を行い、適切な対応や必要な介助を実施しています。

(2) 札幌市交通バリアフリー基本構想

平成 12 年の交通バリアフリー法の施行に伴い、平成 15 年に「札幌市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

この基本構想では、公共交通を中心としたバリアフリー化をさらに促進することを目的としており、“都心地区”“副都心地区”“麻生地区”の 3 地区を重点整備地区としました。

(3) 札幌市バリアフリー基本構想

1) 新・札幌市バリアフリー基本構想（平成 21 年策定）

「新・札幌市バリアフリー基本構想」は、札幌市交通バリアフリー基本構想を踏まえて、平成 18 年施行のバリアフリー法及び札幌市の上位計画と整合を図りながら策定しました。

重点整備地区を札幌市交通バリアフリー基本構想の 3 地区を含めた 53 地区に拡充したほか、バリアフリー化の対象施設の拡大を図り、ハード、ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的としました。

2) 新・札幌市バリアフリー基本構想（平成 23 年第 1 回見直し）

平成 21 年の基本構想策定時に実施したパブリックコメントの意見を参考に、生活関連施設のひとつとして避難所を追加する見直しを行いました。

3) 新・札幌市バリアフリー基本構想（平成 27 年第 2 回見直し）

「新・札幌市バリアフリー基本構想」の策定から6年が経過し、バリアフリーを取り巻く状況の変化を踏まえ、見直しを行いました。

生活関連経路のバリアフリー整備を進めるうえでの課題に対応し、「更新」「適正化」「充実」の3つの視点から生活関連経路を見直したほか、平成 23 年の国の基本方針の改定に合わせて、各事業者の目標の変更や対象の拡充などを検討しました。

バリアフリー法等		札幌市バリアフリー基本構想	
H12	交通バリアフリー法	➤ H15	札幌市交通バリアフリー基本構想
H18	バリアフリー法 バリアフリー法に基づく基本方針	➤ H21	新・札幌市バリアフリー基本構想
		➤ H23	新・札幌市バリアフリー基本構想 （第1回見直し）
H23	基本方針の改定	➤ H27	新・札幌市バリアフリー基本構想 （第2回見直し）

図 1-14 バリアフリー法等と札幌市バリアフリー基本構想

(4) 札幌市バリアフリー特定事業計画

「バリアフリー基本構想」の実現に向けて、道路管理者や公安委員会などの施設設置管理者などが作成する、基本構想に沿った事業計画を「特定事業計画」といいます。

重点的かつ一体的なバリアフリー化を促進するためには、各事業が必要に応じて緊密に連携する必要があることから、札幌市では、各事業者が作成した特定事業計画を取りまとめ、「札幌市バリアフリー特定事業計画」として集約しています。

また、特定事業計画は、毎年進捗状況の確認と計画の見直しを行なうこととしており、着実なバリアフリーの推進を図っています。



図 1-15 札幌市バリアフリー特定事業計画のイメージ

第2章 札幌市の整備状況と基本構想の見直し

2-1 これまでの施設別整備状況

(1) 旅客施設

札幌市では、国の移動等円滑化に関する基本方針に基づき、1日当たりの平均利用人数が3,000人以上である鉄道駅・路面電車停留場・バスターミナルを対象に、バリアフリー化を進めてきました。

札幌市営地下鉄では、平成23年度に46駅全ての地下鉄駅で整備が完了しており、現在は、バリアフリールートの方の更なる充実に向け、必要性が高い駅を対象にエレベーター等の設置を進めています。

また、JR北海道では、令和2年度末で対象施設22駅のうち20駅で整備が完了しています。

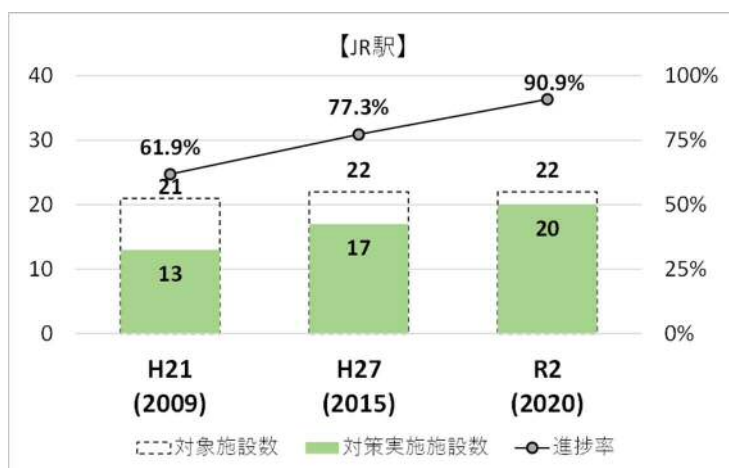


図 2-1 JR駅のバリアフリー化状況の推移



図 2-2 エレベーターの複数設置の事例（地下鉄琴似駅）

(2) 車両等

車両のバリアフリー化については、更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら導入を進めてきました。

札幌市内の路線バス車両については、令和2年度末で、総車両台数 964 台のうち、423 台がノンステップバス※¹に更新しています。

また、UD タクシー※²についても、着実に台数が増加しており、令和2年度末で、720 台が導入されています。

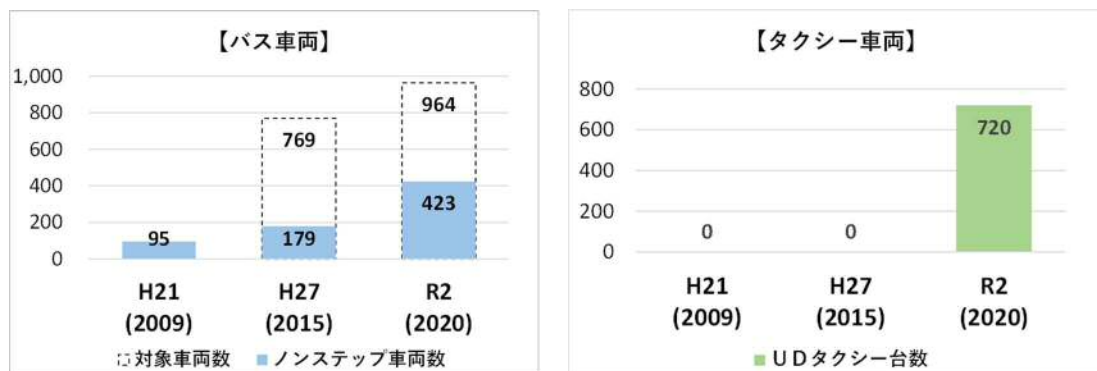


図 2-4 ノンステップバス・UD タクシーの台数推移



(ノンステップバス)



(UDタクシー)

写真出典：北海道中央バス(株)

図 2-5 車両のバリアフリー化

※1：ノンステップバスとは

乗降時のステップの高さを 30cm 以下とし、車内段差も少なくした設計により、障がい者や高齢者、小さな子ども連れの方など誰もが乗り降りしやすいバス車両

※2：UD タクシーとは

ユニバーサルデザインタクシーのことで、障がい者や高齢者、小さな子ども連れの方など誰もが乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なタクシー車両

(3) 道路

札幌市内の道路のうち、国道は北海道開発局、道道及び市道は札幌市が管理しています。

各道路管理者は、重点整備地区内の生活関連経路について、優先度が高い地区の主要な生活関連経路から重点的にバリアフリー整備を進めてきました。

令和2年度末で、整備対象延長約 263km のうち、220km でバリアフリー化が完了しています。

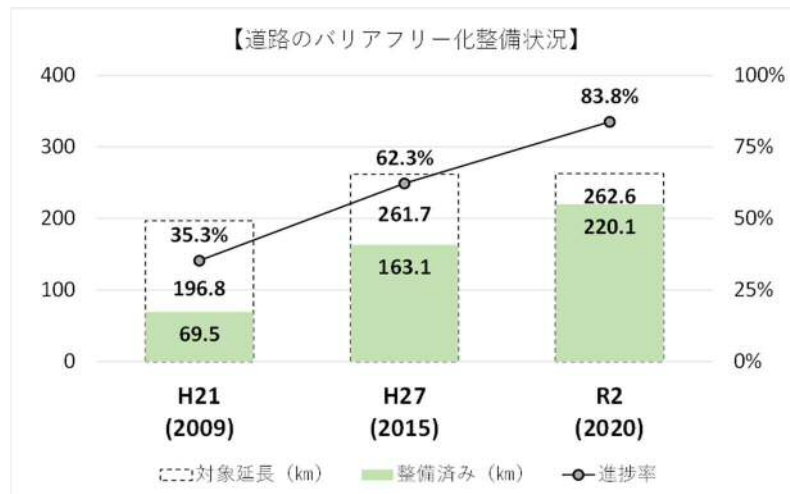


図 2-6 道路のバリアフリー化状況の推移

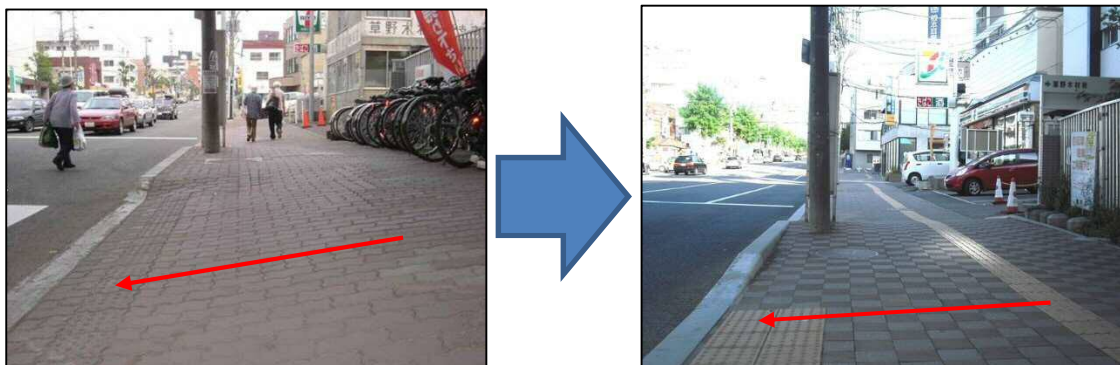


図 2-7 歩道の整備事例

歩道の横断勾配の緩和や、視覚障がい者誘導用ブロックを設置した事例。また、ブロック舗装の場合は車いすの走行に配慮した隙間（目地幅）の小さいブロックを採用することを標準としている。

(4) 信号機等

北海道公安委員会では、道路のバリアフリー化の進捗も考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施してきました（高齢者感应化、視覚障がい者用音響付加装置、歩車分離式信号など）。

信号機については、平成 27 年度に対象の 676 か所全てでバリアフリー化が完了しています。

また、違法駐輪・違法駐車行為防止、交通ルールなどの周知を、関係機関や交通関係団体と連携を図りながら行っています。



歩車分離式信号、音響式歩行者誘導、待ち時間表示

音響により横断可能な青信号を知らせる
また、青信号までの待ち時間が表示される



歩行者支援信号機

目が不自由な方の白杖などに巻かれている反射テープや専用携帯端末等に反応し、所在地や方向、信号機の状態を音声にて案内することが可能



高齢者等感应式信号機

専用の白色押ボタン
函のボタンを押すか、
携帯用発信器を使用
することで、歩行者青
信号を通常より長く
することが可能

図 2-8 信号機の整備事例

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場^{※3}の届出の機会に「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行っています。札幌市内の特定路外駐車場のうち約 9 割がバリアフリー化済みです。



図 2-9 路外駐車場の整備事例^{※4}

※3：特定路外駐車場

以下の3つの条件全てに該当する駐車場

- 1.道路の路面外に設置される自動車駐車施設で、一般公共の用に供されるもの
- 2.駐車用に供する部分の面積が500m²以上であるもの
- 3.利用について駐車料金を徴するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除く

※4：路外駐車場の整備事例

図2-9の整備事例では、建物の出入口に近い駐車マスを車いす使用者用に指定するとともに、乗降の際にドアを開放するためのスペースをハッチ表示で確保している。

(6) 都市公園

札幌市が所管する都市公園について、新設・再整備などに合わせてバリアフリー化を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行っています。

都市公園を対象に、令和2年度末で、トイレのある747公園のうち276公園、園路のある2,725公園のうち2,167公園、駐車場のある69公園のうち43公園でバリアフリー化が完了しています。



図2-10 都市公園の園路整備の事例

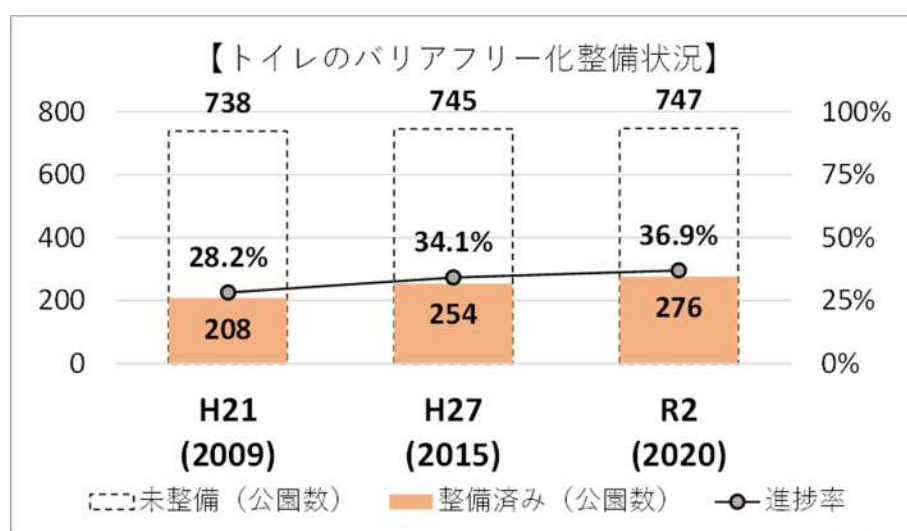


図2-11 トイレの整備状況の推移

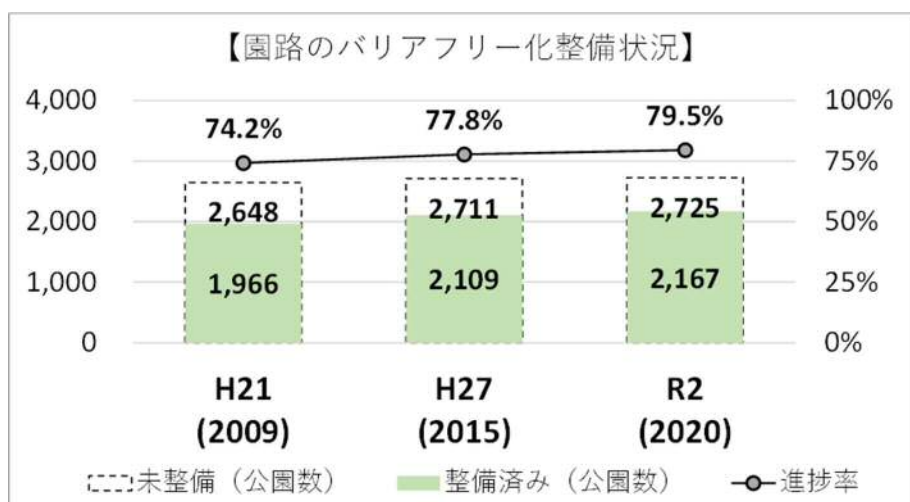


図 2-12 園路の整備状況の推移

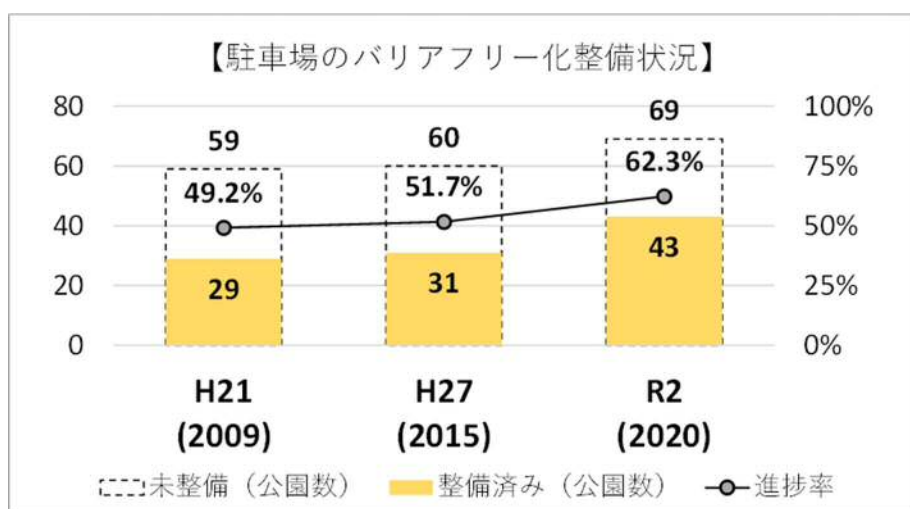


図 2-13 駐車場の整備状況の推移

(7) 建築物

新築・改築や既存施設の改修などに合わせて、札幌市が所有する 2,000 m²以上の特別特定建築物について、バリアフリー整備を進めるとともに施設の適正な維持管理を行っています。

令和2年度末で、重点整備地区内には市有建築物が 59 棟あり、このうち視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差解消などの経路における対策を図った施設は 31 棟、バリアフリー対応型エレベーターを整備した施設は 34 棟、オストメイト対応型トイレを整備した施設は 47 棟となっています。

また、民間建築物では、建築確認申請提出前の届出において「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行っています。

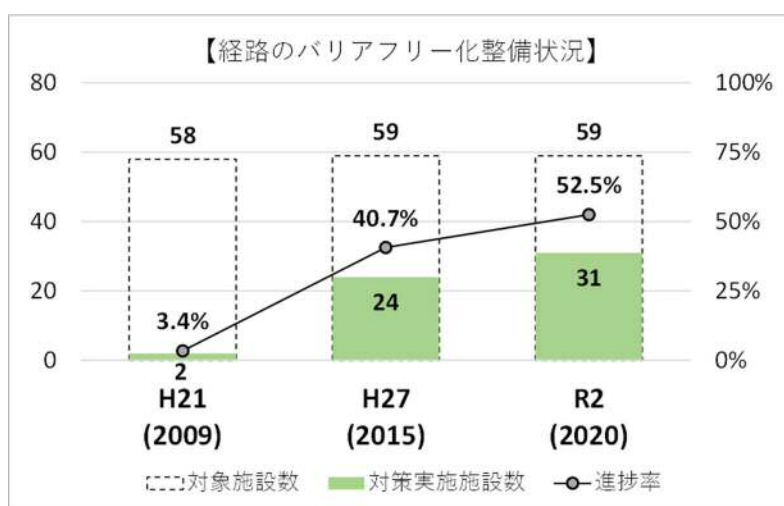


図 2-14 重点整備地区内の市有建築物の経路のバリアフリー化状況の推移

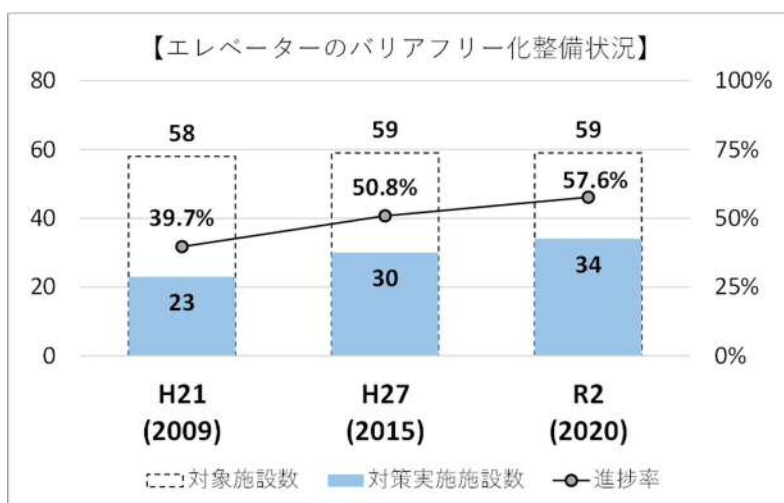


図 2-15 重点整備地区内の市有建築物のエレベーターのバリアフリー化状況の推移

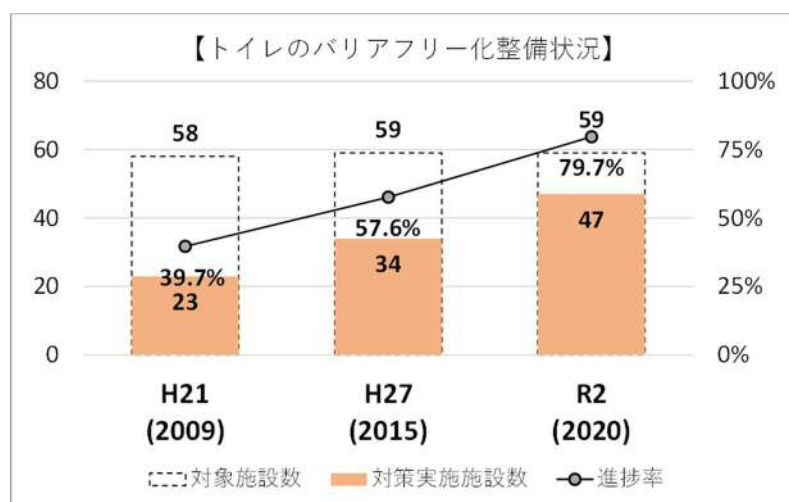
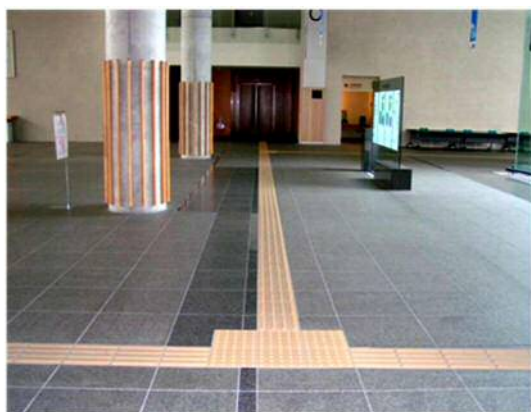


図 2-16 重点整備地区内の市有建築物のトイレのバリアフリー化状況の推移



(視覚障がい者誘導用ブロック)



(オストメイト対応型トイレ)

図 2-17 建築物の整備事例

札幌市が平成 30 年度に行った建築物のバリアフリー状況に関するアンケート調査では、医療施設や官公庁施設等に比べて、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店でバリアフリー化が進んでいないと答えた割合が多い状況です。

これらの店舗施設の大半を占める小規模店舗のバリアフリー化については、令和 3 年 3 月に国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し考え方や留意点の充実、優良事例の追加を図ったほか、店舗事業者・従業員向けのパンフレットで、出入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等の設計方法やソフト面の工夫等を示し、取組の促進に努めています。パンフレット等の活用により、小規模店舗においても、店舗の規模区分や店舗形態、業種ごとの店舗の用途に応じてハードとソフトの両面から効果的なバリアフリー対応の検討が進むことが期待されます。

また、札幌市では、令和3年度に「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業」として、小規模店舗等のバリアフリー整備のための改修費用の一部を補助する制度を創設しています。

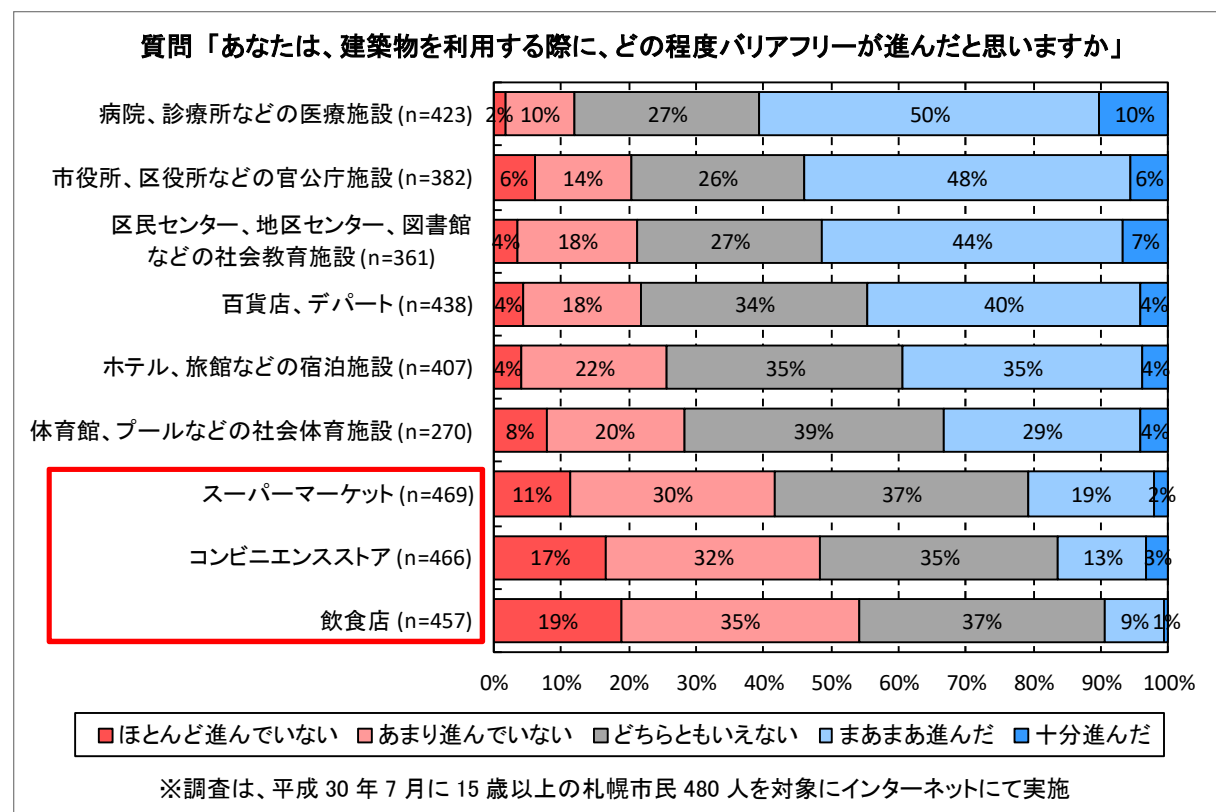


図 2-18 札幌市内の建築物のバリアフリーについてのアンケート結果

また、我が国では、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行「ユニバーサルツーリズム」の普及促進を目指し、環境の整備が進められています。ユニバーサルツーリズムの主な対象となる高齢者や障がいのある方の割合は、国内総人口の3割以上を占めており、家族や友人などと旅行に出かけることを考えると、その対象はさらに拡大します。

また、平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」が令和3年5月に改正され、障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送る上での社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮が事業者にも義務付けられるなど、障がいのある方の社会参加への対応が社会全般に求められています。

こうしたことから、国内のみならず国外からの観光客を迎える上で、宿泊施設のバリアフリー化を促進し、高齢の方や障がいのある方の受入環境を整備することが求められます。

2-2 札幌市バリアフリー基本構想の見直し

2-2-1 基本構想に明示する事項

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー法（第25条等）において以下のとおり規定されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項等
7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全 特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことを指します。

札幌市の基本構想では、道路特定事業と交通安全特定事業は重点整備地区を対象とし、その他の特定事業は全市的な整備の進め方の考えを示しています。また、特定事業に該当しない取組がある場合は、その他の事業として記載しています。

基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者は、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務があり、事業の実施にあたっては、法律や各種基準、札幌市の上位計画等と調和・連携を図るとともに、社会状況の変化なども反映していくこととします。

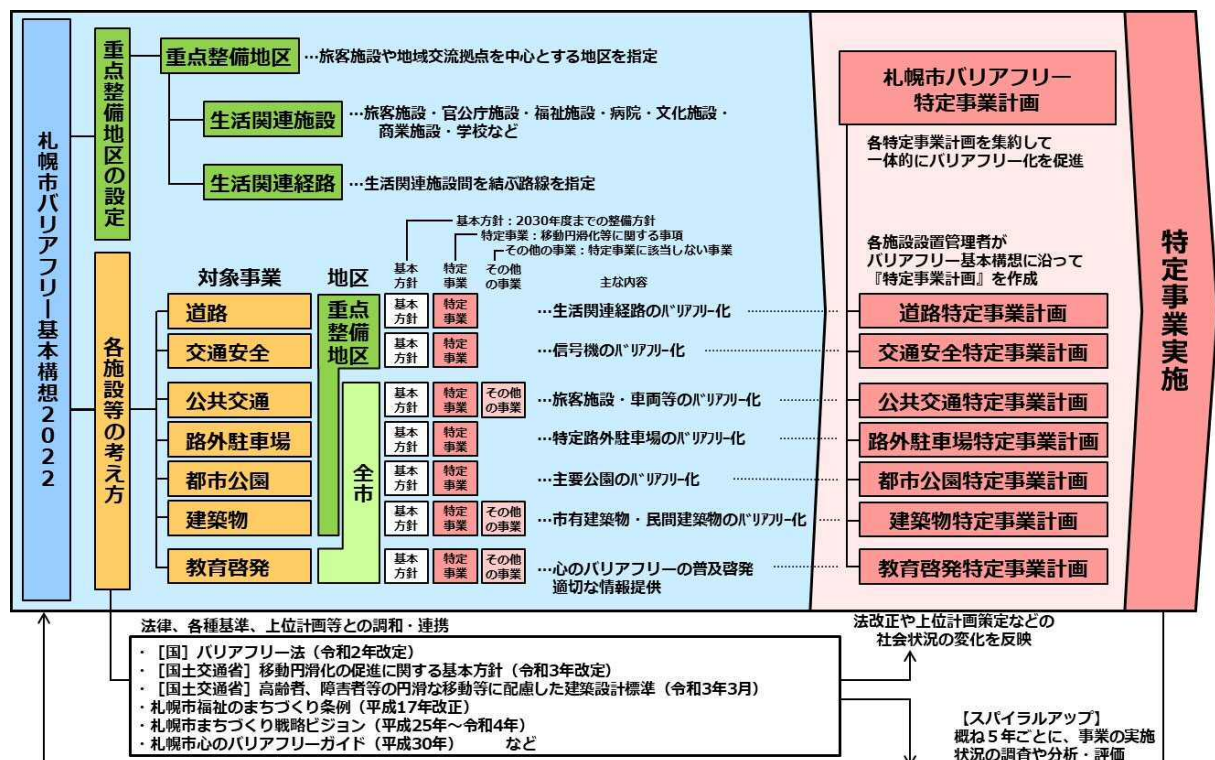


図 2-19 バリアフリー基本構想と特定事業計画

2-2-2 見直しのポイント

(1) 重点整備地区の更新・追加

1) 旧基本構想^{※5}53 地区の内容の更新

旅客施設（一日平均利用者数 5,000 人以上）や地域交流拠点^{※6}を中心とした地区を対象に旧基本構想で設定した 53 地区について、生活関連施設の立地状況により、必要に応じて範囲の見直しを行いました。

このうち、「苗穂地区」では駅の移転や周辺の再開発事業等を考慮し、新たに駅北側の区域を追加拡大しています。

※5：旧基本構想

平成 27 年に見直しを行った「新・札幌市バリアフリー基本構想」を「旧基本構想」と表現。

※6：地域交流拠点

交通結節点である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域。

2) 重点整備地区の追加

国の基本方針における旅客施設のバリアフリー化の目標の対象が一日平均利用者数 3,000 人以上の施設であることや、立地適正化計画（平成 28 年 3 月）^{※7}や地域の特性から面的な整備が必要と考えられる地区などを踏まえ、新たに「八軒地区」「路面電車沿線地区」を追加しました。

このうち、「路面電車沿線地区」は、1 日あたり約 2.4 万人が乗車する路面電車の路線のループ化や低床車両の導入が進み、人や環境に優しい輸送機関として都心周辺部での利便性の高い生活を支えていることに加え、沿線の観光施設へのアクセス手段として重要な役割を担っている点を評価するとともに、沿線地域に生活関連施設が点在することなどを踏まえ、重点整備地区に指定しました。

※7：立地適正化計画

今後の人口減少下において、市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図るための計画。立地適正化計画では、公共交通利便性が高いエリアを「集合型居住誘導区域」と位置付け、集合型の居住機能及び都市機能の集積を図ることとしている。



図 2-20 重点整備地区の更新・追加を行う主な地区

(2) 生活関連施設の更新・新たな対象の追加・拡大

1) 生活関連施設の追加

バリアフリーに関係する国の動向及び札幌市の関連計画や、障がい者団体等を対象としたアンケート結果を踏まえ、生活関連施設の対象として、以下のとおり「区保育・子育て支援センター」「大規模な立体駐車場」「観光施設」「公立小中学校」を追加しました。

① 区保育・子育て支援センター（ちあふる）

札幌市立地適正化計画では、都市機能誘導区域の誘導施設（多くの市民が利用する公共施設）として「区保育・子育て支援センター」を位置付けています。この他の誘導施設は、既に生活関連施設に位置付けられており、関連計画との整合を図るため、生活関連施設として追加することとしました。

② 大規模な立体駐車場

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、障がい者の自家用車による移動を考慮したバリアフリー化された駐車場の必要性が示されています。また、高齢者及び障がい者、ベビーカー使用者を対象にアンケートを取った際、日常的に「車による移動」をしている人が多いという結果が得られています。

本基本構想においては、大規模な立体駐車場（おおむね 100 台以上）を生活関連施設として追加し、土地利用の入れ替わりの多い小規模な駐車場や青空駐車場は除いています。

③ 観光施設

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、観光先進国を実現するためのバリアフリーやユニバーサルデザインの必要性が示されています。

札幌市は、年間 1,600 万人（平成 30 年度）の観光客が来訪する全国有数の観光都市であり、観光客への対応が重要と考えていることから、札幌市観光マップに掲載されている観光施設等を生活関連施設に追加することとしました。



【サッポロビール園・サッポロビール博物館】



【札幌市時計台】

④ 公立小中学校等

バリアフリー法の改正により公立小中学校等が特別特定建築物となったため、改正の趣旨を踏まえ、生活関連施設に追加することとしました。

2) 生活関連施設の拡大

旧基本構想では商業施設の対象範囲を地区の中心となる旅客施設等から半径 500m としていましたが、このうちスーパーマーケット※⁸については、特に生活に密着した施設であり、高齢者及び障がい者、ベビーカー使用者を対象としたアンケートにおいても利用頻度が高いという結果が得られていることから、対象範囲を経路延長 1km 程度までに拡大しました。

なお、中心となる旅客施設等からの対象範囲の考え方について、詳細は 4-2 に記載しています。

※8：スーパーマーケット

本基本構想では、2,000 m²以上の主に食料品を取り扱う小売店を対象としている。

3) 生活関連施設の更新

既に生活関連施設に位置付けていた施設についても、前回の基本構想の見直し以降に新設・廃止等されているものを反映するため、現在の状況に更新しました。

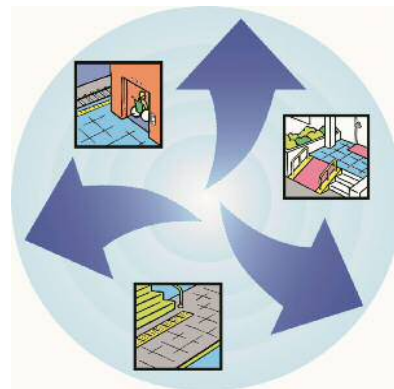
(3) 生活関連経路の更新

重点整備地区の追加・拡大及び生活関連施設の更新・対象範囲の拡大・新たな対象の追加により生活関連経路を更新しました。

(4) 整備目標及び推進方策の見直し

国の基本方針の改定（令和３年）を踏まえ、各事業者の目標の変更や対象の拡充などを検討しました。

バリアフリー化の着実な推進に向けて、事業ごとに、バリアフリー化の推進方策を見直しました。



(5) ソフト施策の強化

施設（ハード面）が整備されていたとしても、周囲の配慮や理解、適切な情報提供などのソフト面が欠けているとバリアは解消できません。また、既存施設の改修には物理的な課題により時間を要する場合があります、ハード面を補う意味でも、心のバリアフリー等、ソフト面からのバリアフリーは重要です。

令和２年の法改正においても、心のバリアフリーに係る施策などソフト施策の強化が盛り込まれており、これを踏まえ、ソフト施策の強化に取り組むこととしました。

第3章 理念と基本方針

3-1 理念

札幌市バリアフリー基本構想では、バリアフリー化に向けた基本的な方向性を示すため、以下のとおり理念を定めました。

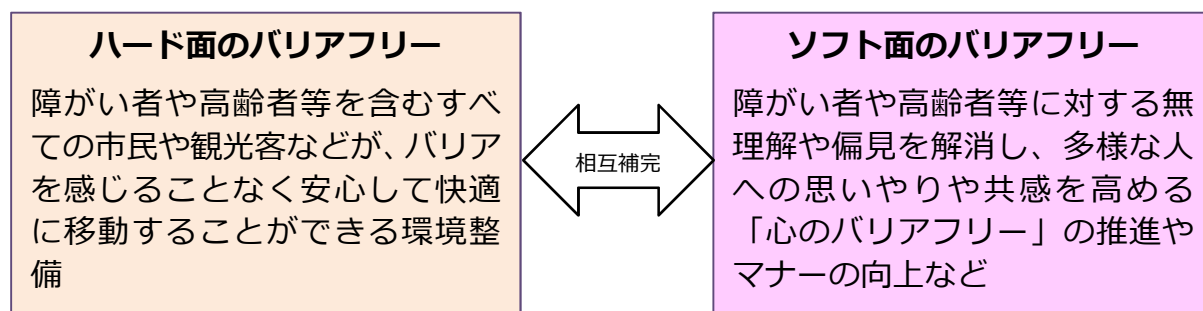
バリアフリー基本構想の理念

お互いに思いやり支えあう
「行ける」が広がるまちづくり

バリアフリー社会を実現するためにはハード・ソフト両面の取組が必要です。特に、積雪寒冷地である札幌市で冬期のバリアフリーを実現するためには、ソフト面のバリアフリーがより必要です。

私たちは誰もが交通手段選択の自由、交通に関する情報へのアクセス権などを含めて、移動に関する権利を持っていますが、人や状況、障がいの種別などにより困っているポイントは様々です。まずはこのことを知り、誰もが当事者意識を持つことがバリアフリー社会の実現のための一歩となります。

新たなバリアフリー基本構想では、誰もがお互いに思いやり支えあう未来のまちを目指し、これを理念としてバリアフリーの取組を推進します。



3-2 基本方針

札幌市バリアフリー基本構想では、理念を踏まえて重点的かつ一体的に、ハード・ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的として、重点整備地区※¹の移動等円滑化の基本方針を以下のように定めます。

※1：重点整備地区

移動等円滑化の事業を重点的かつ一体的に実施することを目指すために指定した地区

基本方針1.

生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

- ①生活関連施設及び車両において、着実な取組の推進により、高齢者、障がい者等、全ての施設利用者を対象としたバリアフリー化を段階的に図ります。
- ②生活関連施設相互を結ぶ生活関連経路は、1つ以上のバリアフリー化された経路を確保し、連続した歩行空間ネットワークを形成することにより、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。
- ③地区のあるべきネットワーク全体の観点から、人通りが多いなどバリアフリー化の必要性が高い道路を生活関連経路に位置付けることにより、さらなる歩行空間ネットワークの充実化を図ります。

基本方針2. 心のバリアフリーの推進

- ①無理解や偏見を解消し、多様な人への思いやりや共感を高める「心のバリアフリー」に関する普及啓発の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。

基本方針3. 共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

- ①障がいの有無や年齢・性別・国籍・民族・文化の違い等に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、各施設管理者が施設などのハード面におけるバリアフリー整備を行うだけでなく、市民・企業・行政が施設利用者の立場に立ち、地域全体のバリアフリー化における役割を認識して、緊密に連携し協働します。

4-2 生活関連施設及び生活関連経路の設定

生活関連施設とは、第1章に記載のとおり高齢者や障がい者等が日常生活において利用する施設をいいますが、札幌市街地全体に広く存在していることから、札幌市バリアフリー基本構想では、重点整備地区内のバリアフリー法で定める特別特定建築物を基本として設定しています。更に、多くの市民が利用する特別特定建築物以外の特定建築物も加えて、表4-2のとおり生活関連施設として設定しました。特定建築物の区分とバリアフリー法の適合義務は下図のとおりです。

生活関連施設の設定に当たっては、重点整備地区の中心となる旅客施設等から半径500m程度までを対象とし、一部の施設については、高齢者・障がい者等の利用頻度や用途を考慮し、旅客施設等から経路延長1km程度まで対象を拡大しています。

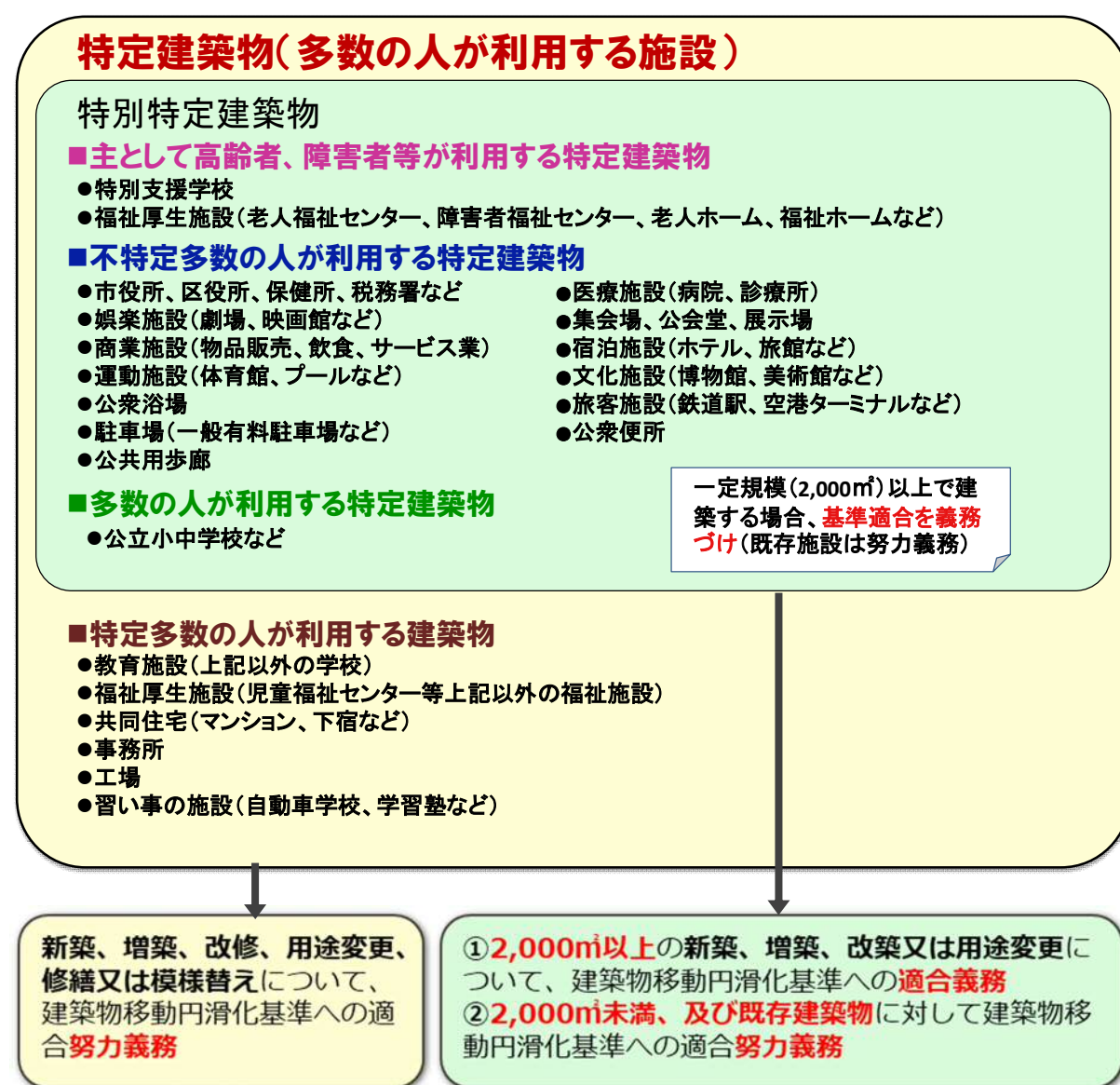


図 4-2 特定建築物の区分とバリアフリー法の適合義務

表 4-2 生活関連施設の設定

分類	生活関連施設	対象範囲※1	補 足
教育施設	・ 特別支援学校	1km	○平成 27 年改定の基本構想において位置付けた施設は引き続き生活関連施設に設定 ○旅客施設は、1 日当たりの平均的な乗降客数 3,000 人以上の施設を対象に設定 ○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区 1 か所以上設定 ○バリアフリー表示板交付施設は、旅客施設等より経路延長 1km 程度の範囲までを生活関連施設として設定  【表示板のマーク】
	・ 公立小中学校等	500m	
医療施設	・ 病院（2,000m ² 以上）	1km	
娯楽施設	・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（2,000m ² 以上）	500m	
文化施設	・ コミュニティーセンター ・ 地区センター ・ まちづくりセンター ・ その他の集会施設（札幌市民ホール、教育文化会館など） ・ 図書館（中央図書館、地区図書館） ・ 美術館、博物館、郷土館、記念館	1km	
	・ 観光施設（上記に該当する施設以外）	500m	
商業施設 商店街	・ スーパーマーケット（2,000 m ² 以上）	1km	
	・ 上記以外の商業施設（2,000m ² 以上） ・ 商店街（飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む）	500m	
郵便局	・ 郵便局	500m	
宿泊施設	・ 宿泊施設（2,000m ² 以上）	500m	
官公署	・ 市役所、区役所、保健所 ・ 税務署、道税事務所、市税事務所 ・ 警察署 ・ ハローワーク ・ 年金事務所 ・ 区保育・子育て支援センター 等	1km	
福祉施設	・ 札幌市老人福祉センター ・ 札幌市視聴覚障がい者情報センター ・ 札幌市身体障がい者福祉センター ・ 北海道障害者職業センター ・ 老人ホーム、福祉ホーム等（2,000m ² 以上）	行政機関が運営するもの： 1km 上 記 以 外： 500m	
運動施設 都市公園	・ 市立体育館 ・ 競技場、野球場、プール ・ 都市公園（総合公園、運動公園、特殊公園）	1km	
避難所	・ 指定避難所	500m	
旅客施設	・ 乗降客数 3,000 人／日以上 の鉄道駅（地下鉄、JR）、路面電車停留場、鉄道駅に近接するバスターミナル	1km	
	・ 上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場	—	
駐車場	・ 単独で立体自走または地下自走の届出 路外駐車場（おおむね 100 台以上）	500m	

※1 対象範囲「500m」は、地区の中心となる旅客施設等から半径 500m 程度までを対象とし、「1km」は、地区の中心となる旅客施設等から経路延長 1km 程度までを対象とする。

前項で設定した生活関連施設を踏まえ、生活関連経路は、以下の考え方にに基づき設定します。

1. 生活関連経路の設定の考え方

- ① 生活関連施設間を結ぶ路線を生活関連経路に設定します。
- ② 加えて、歩行空間ネットワークのさらなる充実を目的として、
 - ・『住宅地などから駅などの旅客施設へアクセスする道路』
 - ・『隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路』のうち、令和2年度時点の歩行者12時間交通量が、概ね500人以上の道路を生活関連経路として設定します。
- ③ 路面電車沿線地区では、上記①②に加え以下の考え方で生活関連経路を設定します。
 - ・各路面電車停留場を起点として生活関連施設への経路を設定します。
 - ・路面電車の運行経路を生活関連経路として設定します。

2. 生活関連経路の種別

- ① 生活関連施設のうち対象範囲を「1km」とした施設に接続する経路は「主要な生活関連経路」、対象範囲を「500m」とした施設に接続する経路は「その他の生活関連経路」とします。
- ② 上記1②で設定した経路は「その他の生活関連経路」とします。
- ③ 上記1③で設定した路面電車の運行経路は「主要な生活関連経路」とします。

※経路の整備水準を区別するものではありません。

3. 生活関連経路の選択条件

- ① 生活関連経路として位置付ける道路は冬期の除雪を考慮し、原則として有効幅員が2m以上の歩道、自転車歩行者道を有する道路区間などとしします。
- ② また、歩道等の有効幅員が2m未満であっても、参考資料2に示す狭幅員道路や非優先道路における対応の見込みがある道路は選択対象としします。

※経路の選択条件を踏まえて最終的な生活関連施設を設定しています。



図 4-3 生活関連施設及び経路の設定イメージ

以上の考え方に基づき、4-1の重点整備地区内において生活関連経路を設定した結果、前回から約62km増え、総延長は約325kmとなりました。このうち、令和3年度末現在での整備済み区間の延長は、約237kmとなっています。

4-3 重点整備地区及び生活関連経路の状況

全 55 箇所の重点整備地区の範囲、生活関連施設及び生活関連経路を示した図面は、本編資料をご覧ください。

本編資料は、札幌市ホームページまたは市役所本庁舎などの公表場所で閲覧が可能です。

公表場所：

- ・市役所本庁舎 まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課（5 階）
- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー（2 階）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター

札幌市ホームページ：

「健康・福祉・子育て」＞「福祉・介護」＞「福祉のまちづくり（バリアフリー）」＞「新・札幌市バリアフリー基本構想」＞「新・札幌市バリアフリー基本構想のスパイラルアップ」

URL：

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/spiral.html>

表 重点整備地区一覧

主な所在地	重点整備地区	主な所在地	重点整備地区	主な所在地	重点整備地区
中央区	都心	東区	環状通東	豊平区	南平岸
	桑園		元町		美園
	苗穂		新道東		月寒中央
	西 18 丁目		栄町		福住
	円山	白石区	菊水	清田区	清田
	西 28 丁目		東札幌	南区	澄川
	中島公園・幌平橋		白石		澄川南
	路面電車沿線		JR白石駅		真駒内
北区	新川		南郷 7 丁目	西区	二十四軒
	北 12 条	厚別区	南郷 13 丁目		琴似
	北 18 条		南郷 18 丁目		発寒中央
	北 24 条		大谷地		発寒
	北 34 条		ひばりが丘		発寒南
	麻生		厚別副都心		宮の沢
	篠路		森林公園		八軒
	あいの里	豊平区	学園前	手稲区	稲積公園
東区	北 13 条東		豊平公園		手稲
	光星		中の島		星置
			平岸		

4-4 各施設等の整備の考え方

4-4-1 整備の考え方

バリアフリー法に基づく国の基本方針では、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定しており、各施設管理者が連携してバリアフリー化に取り組んでいます。

札幌市では、基本構想にバリアフリー法に対応した各対象施設（旅客施設、車両等、道路、信号機等、路外駐車場、都市公園、建築物）のバリアフリー化の方向性を示すこととし、今回の改定では、国の基本方針に配慮しながら、以下の構成で整備の進め方についての考え方をまとめました。

【札幌市の基本方針】

札幌市の2030年度（令和12年度）までの各施設等のバリアフリー整備に関する方針を示しています。

【特定事業・その他の事業】

札幌市における当面の取組について示しています。

バリアフリー法では、重点整備地区における移動等円滑化に関する事項を特定事業として定めるものと規定されており、国の基本方針では道路と信号機は重点整備地区内の生活関連経路を対象としています。

このことから、札幌市の基本構想では、道路と信号機は重点整備地区を対象とし、その他の施設は全市的な整備の進め方の考えを示すものとします。なお、特定事業に該当しない取組については、その他の事業として記載しています。

また、札幌市の基本構想では、特定事業やその他の事業として、策定時点で実施を計画している取組について示すこととしますが、2030年度までの各施設の基本方針の実現に向けて、法律や各種基準、札幌市の関連計画等の改正や、社会状況の変化なども反映しながら、バリアフリー整備に取り組んでいくこととします。

(1) 旅客施設

【札幌市の基本方針】

＜地下鉄＞

- ・バリアフリールートの更なる充実を図ります。
- ・一般旅客用トイレの洋式化などを実施します。
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識やホーム案内放送を改修します。
- ・南北線・東西線の車内表示器などを更新します。

＜ＪＲ駅＞

- ・国の基本方針^{※１}に基づき、地域の支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ、バリアフリー化を進めます。

＜バスターミナル＞

- ・国の基本方針^{※１}に基づき、バスターミナルのバリアフリー化を進めます。

【公共交通特定事業】

＜地下鉄＞

- ・駅周辺施設や駅の利用者数の状況を勘案しながら、エレベーター等の設置により、バリアフリールートの更なる充実を図る（大谷地駅、新さっぽろ駅など）
- ・一般旅客用トイレの洋式化やオストメイト用設備等のバリアフリー機能分散などの改良整備などを実施（３駅/年程度）
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識等を多言語化（４か国５言語）し、ピクトグラム（JIS）を統一
- ・ホーム案内放送設備を各線ごとに男女別の音声案内へ改修
- ・南北線・東西線の案内表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新

＜ＪＲ駅＞

- ・段差解消を検討（篠路駅（鉄道高架化に係る都市計画事業）、上野幌駅、発寒中央駅）

＜バスターミナル＞

- ・トイレのバリアフリー化^{※２}等を検討（円山、北24条など）

※１：国の基本方針（鉄軌道駅及びバスターミナルより抜粋）

平均利用者数が 3,000 人/日以上である旅客施設及び平均利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満/日で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられている旅客施設について、令和 7 年度までに、原則として全ての旅客施設でバリアフリー化を実施する。

※２：平均利用者数が 3,000 人/日以上 の主要なバスターミナル 13 施設のうち、令和 2 年度時点でオストメイト対応型トイレが利用可能な施設は 9 施設。

【その他の事業】

＜地下鉄＞

- ・ホームと車両の段差及び隙間の縮小に向けた取組を進める

＜路面電車停留場＞

- ・道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅や嵩上げ・スロープ設置

＜交通結節点＞

- ・駅前広場等における乗継機能強化の検討（新札幌駅前広場の改修など）

(2) 車両等

【札幌市の基本方針】

鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー化された車両の導入を図ります。

【公共交通特定事業】

車両更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる環境づくりを進めます。

<JR・地下鉄>

- ・車両の老朽化に合わせた計画的な更新等によりバリアフリー化された車両の導入を図る
- ・地下鉄南北線・東西線の車内表示器^{※3}及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新

<路面電車>

- ・低床車両^{※4}の導入を図る

<バス・タクシー>

- ・補助金の活用など行政の協力を得ながら、バリアフリー化された車両の導入を図る

<行政>

- ・各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図る

※3：令和2年度時点の地下鉄南北線・東西線のCUD認証車内表示器の導入実績は37%。

※4：令和2年度時点の路面電車低床車両の導入実績は8台。



【ポラリス】



【シリウス】



図 4-60 路面電車の低床車両



写真出典：(株)じょうてつ

図 4-61 ノンステップバスの使用状況

(3) 道路

【札幌市の基本方針】

重点整備地区内の全ての生活関連経路について、バリアフリー化を実施します。

【道路特定事業】

地域交流拠点に該当する地区や、旅客施設の乗降客数が特に多い地区の「主要な生活関連経路」から優先的にバリアフリー整備を進めることを基本としつつ、地区の整備状況や工事の効率性等を総合的に勘案して決定します。

また、生活関連経路上で、道路拡幅や無電柱化、大規模な舗装補修など、他事業の実施予定がある場合には、他事業と同時にバリアフリー整備を行うなど、施工年次を適宜調整します。

<優先的に実施する項目>

- ・段差の解消や、勾配の改善
- ・舗装面や目地についての改善
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・雨水枡等の道路附帯施設の改善

【2025年（令和7年）目標値】生活関連経路のバリアフリー化率：80%

【2030年（令和12年）目標値】生活関連経路のバリアフリー化率：100%

<段階的に実施する項目>

- ・休憩施設の設置検討
- ・案内標識の設置検討
- ・照明灯の適切な配置検討



図 4-62 道路のバリアフリー化

従来は舗装に凹凸があり通行に支障があったが、バリアフリー化により舗装を平坦化し、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するとともに、バス停の乗り口に向けて誘導を行った。

(4) 信号機等

【札幌市の基本方針】

北海道公安委員会と道路管理者が協力しながら、道路のバリアフリー化の進捗を考慮し、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施します。

【交通安全特定事業】

主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、2025年度（令和7年度）までに音響機能や障がい者が安全に横断するための青時間を確保する機能、青信号の経過時間を表示する機能等を有するもの又は歩車分離式とします。



図 4-63 音響式信号機



図 4-64 青時間の経過時間を表示する機能を有する信号機

(5) 路外駐車場

【札幌市の基本方針】

駐車場管理者の協力を得ながら、特定路外駐車場※5のバリアフリー化を促進します。

【路外駐車場特定事業】

<行政>

- ・特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場管理者へ協力要請を行い、障がい者等用駐車場の整備を促進します。



図 4-65 利用者と事業者に向けた啓発チラシ

※5：特定路外駐車場とは

以下の3つの条件全てに該当する駐車場

- 1.道路の路面外に設置される自動車駐車施設で、一般公共の用に供されるもの
- 2.駐車のに供する部分の面積が500m²以上であるもの
- 3.利用について駐車料金を徴するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除く

(6) 都市公園

【札幌市の基本方針】

＜全公園＞再整備や施設改修に合わせてバリアフリー化を実施します。
 ＜主要公園＞主要公園※6のトイレのバリアフリー化を優先的に進めます。

【都市公園特定事業】

都市公園全体（重点整備地区含む）では、移動等円滑化が特に必要とされる特定公園施設※7のうち、園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化を進めます。

また、主要公園の特に利用者の多いトイレについては、バリアフリー化適合率100%を目指します。

表 4-3 都市公園の整備見通し

2025年（令和7年）	2030年（令和12年）
＜園路・広場＞ バリアフリー化適合率81% ＜駐車場＞ バリアフリー化適合率65% ＜トイレ（棟数ベース）＞ バリアフリー化適合率42%	＜園路・広場＞ バリアフリー化適合率82% ＜駐車場＞ バリアフリー化適合率72% ＜トイレ（棟数ベース）＞ バリアフリー化適合率51%



図 4-66 近隣公園におけるバリアフリースイールの設置例

※6：主要公園とは

主要公園とは、総合公園（中島公園、円山公園、百合が原公園、モエレ沼公園、川下公園、月寒公園、平岡公園、藻南公園、五天山公園、前田森林公園）、運動公園（農試公園、屯田西公園、手稲稲積公園）、特殊公園（大通公園、創成川公園）の計 15 公園である。主要公園のトイレの 2020 年（令和 2 年）のバリアフリー化適合率は、公園ベースで 100%、棟数ベースで 71%。

※7：特定公園施設とは

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令」において、以下の 12 施設が、移動等円滑化が特に必要な施設として定められている

①都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、②屋根付広場（広場の上空を屋根で覆った建築物で、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設）、③休憩所（あずまや、シェルターなど）、④野外劇場、⑤野外音楽堂、⑥駐車場、⑦便所（高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有するもの）、⑧水飲場、⑨手洗場、⑩管理事務所、⑪掲示板、⑫標識

(7) 建築物

【札幌市の基本方針】

バリアフリー法及び札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物のバリアフリー化を推進します。

【建築物特定事業】

＜市有建築物＞

2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際は、バリアフリーの基準に適合させるとともに、既存の2,000㎡以上の特別特定建築物については、建築物の特性、利用実態、施工性及び費用等を総合的に検討し、整備を進めます。また、2,000㎡未満の特別特定建築物についても、上記に準じて検討を進めます。

表 4-4 建築物の実施内容

整備項目	実施内容
出入口	・容易に開閉できる戸への改修などの検討
廊下等	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
階段・傾斜路	・手すりの設置・改善などの検討
エレベーター	・手すりの設置・改善などの検討
便所	・バリアフリースイートの設置などの検討
敷地内通路	・施設入口までの経路の段差解消などの検討 ・車いすの回転スペースの確保などの検討
駐車場	・障がい者等用駐車場の設置などの検討
案内設備	・案内設備及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
標識	・基準に適合したエレベーター、便所、駐車施設の付近に標識の設置などの検討

特に、学校施設については、段差解消やバリアフリースイートの設置、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター設置について、令和7年度末までの重点的な整備を行います。



図 4-67 学校へのバリアフリースイートやエレベーターの設置状況

【その他の事業】

＜市有建築物＞

バリアフリー法の主旨を踏まえて、生活関連施設に設定した特定建築物のバリアフリー化に努めます。

＜民間建築物＞

札幌市福祉のまちづくり条例に定める事前協議において、整備基準に満たない民間公共的施設への助言・指導を行うほか、財政的支援や一定の要件を満たす建築物への表示板の交付等に取り組みます。

また、より効果的にバリアフリー化を進めるための促進策等の検討を進めます。



図 4-68 民間公共的施設バリアフリー補助事業のリーフレット



店舗入口の段差を解消した事例



階段に手すりを設置した事例

トイレのバリアフリー化の事例

図 4-69 小規模店舗等のバリアフリー改修の事例

4-4-2 整備に係る留意事項等

(1) 施設管理者間の連携による推進

それぞれの施設管理者が別々に事業を展開した場合、思わぬところで新たなバリアが生じることも考えられます。各交通機関等が相互に連携し、各々の施設間をスムーズに移動できるように施設整備を進めていくことが、高齢者や障がい者等の多様な外出機会を創出するためにも重要です。このことから、連続性が確保されたバリアフリー化を達成するためにも、今後も引き続き、施設管理者間で整備時期や内容等について十分に調整・整合を行った上で、連携を図りながら事業を推進します。

また、都心部の民間開発の開発誘導において、地下歩道や地下街、地下鉄駅等の地上・地下出入口をビルに新設・取込む際にエレベーターの導入を促進するほか、地下施設との接続によりビル内のバリアフリー施設の利用が可能となる等、官民連携で都心部のバリアフリー経路の改善を推進します。

(2) 道路等の重点整備地区以外の整備

重点整備地区以外の整備においても、バリアフリーの視点を持つことが重要であり、道路等の新設や改修のタイミングに合わせ、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。

また、整備の検討対象とする道路等の施設がバリアフリー化されていないことにより、利用者が大きな迂回を強いられている場合には、経路の利用状況や重要度、施設の状況などを考慮し、地域住民や北海道公安委員会などと協議の上、対象施設や迂回ルートของバリアフリー化についても検討します。

(3) 障がいのある方等からの意見聴取

障がいのある方等が、安心して移動し、施設等を利用することができるよう、施設整備を行う際には、障がいのある方や高齢者等の意見を反映するよう努めます。

なお、一定規模以上の市有施設の整備では、設計・施工の各段階で、障がいのある方や高齢の方によるバリアフリーチェックを行っています。



バリアフリーチェックの様子



意見を反映した整備の状況



図 4-70 バリアフリーチェック状況

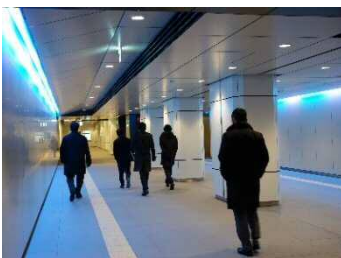
写真の事例では、点字ブロックの配置をエレベーターの操作ボタンに手が届く位置にしたほか、ガラス扉に表示する案内文字を視認しやすいよう背景を黒にしている。

(4) 年間を通じた円滑な移動経路の確保

札幌市では、都心部の札幌駅前通地下歩行空間（通称チカホ）や地下街、苗穂・琴似・手稲地区などの空中歩廊で、季節や天候を問わず誰もが歩きやすいバリアフリー化された歩行者ネットワークが整備され、冬期でもより安全・安心な移動経路の確保が進んでいます。

また、冬期における歩行環境の改善に向け、歩道除雪やつるつる路面对策、市民との協働の取組、断熱マンホール蓋の設置などを実施しています。

表 4-5 取組の代表的事例

1. 年間を通じて利用可能な歩行ネットワークの整備		
苗穂駅自由通路		
苗穂駅の南北を結ぶ経路について、従来の人道橋はバリアフリー未対応でしたが、駅の橋上移転化に伴い整備した自由通路により、駅の南北を結ぶバリアフリー経路が確保され、年間を通じた移動の円滑化が実現しています。		
苗穂駅自由通路		
西2丁目地下歩道		
さっぽろ創成スクエアと地下鉄大通駅を接続する地下歩道を整備し、都心部の回遊性を向上しました。これにより、季節や天候に左右されない都心部の歩行ネットワークが強化されました。		
西2丁目地下歩道		
地上部連絡エレベータ		
東豊線大通駅のエレベーター設置		
従前は階段で接続されていた地下鉄大通駅の東豊線南改札口と東西線東側コンコースにエレベーターを新設しました。これにより、同コンコースとバスセンター前駅連絡通路がバリアフリー経路で結ばれ、年間を通じた移動環境が確保されました。		
東豊線大通駅のエレベーター設置状況		

2. 市民・企業・札幌市の協働の取り組み

つるつる路面対策

①砂まき活動の推進

歩道や横断歩道での転倒事故防止のため、地下鉄や JR 駅周辺など、人通りの多い交差点を中心に砂箱の設置や散布の頻度を増やすなど、市民・企業・札幌市の協働による砂まき活動を強化します。



砂箱



横断歩道への砂まき

②冬期の安全・安心への意識向上

ウインターライフ推進協議会など他の団体と連携し、冬みちでの転倒防止活動を進めます。

観光客や冬みちに不慣れな人でも分かるよう、転倒や落雪など、冬のリスクに対して身を守るための留意点をとりまとめ、広く周知します。



札幌冬みちガイド（4カ国語）を作成し観光案内所などで配布
（出典：ウインターライフ推進協議会）

市民との協働の取組

除雪ボランティアを行う団体などに対して、小型除雪機や除雪用具の貸出を行います。



支援策（除雪用具の貸出）を活用した大学生の除雪ボランティア

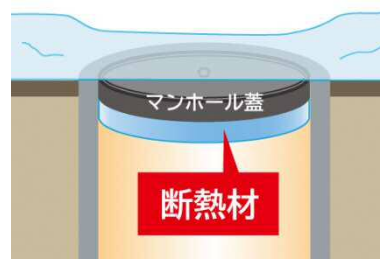


支援策（小型除雪機の貸出）を活用した企業の除雪ボランティア

3. 安全・安心な冬期の歩行環境確保への配慮

断熱マンホール蓋の設置

積雪時におけるマンホール周辺では、道路の圧雪厚とマンホール内下水温等の諸条件により段差が生じることがあるため、歩行者が多く通る箇所等の段差解消が必要な箇所に断熱マンホール蓋を設置しています。



断熱材により下水道管内の熱がマンホールに伝わりづらくなり、道路面の段差発生を抑制します。

4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実

ユニバーサル社会の実現を目指す過程においては、高齢者、障がいのある方等の自立した日常生活や社会生活を確保することが重要であり、そのためには、円滑な移動や施設の利用を実現する必要があることについて理解を深めるよう努めなければなりません。

障がいにはさまざまな種別があり、障がいにより車いすや白杖、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用している場合や、内部障がいなどの外見上分かりづらい障がいがある場合もあります。また、高齢になると、音がはっきり聞き取れない、物が見えづらい、筋力や体力の低下により思い通りに身体を動かせないといったことが多くなってきますが、これは年を重ねれば誰にでも起こりうる現象です。これらの例のように、さまざまな場面で困りごとや不利益をもたらすバリア（社会的障壁）を感じている方がいることを知り、適切な配慮を受けられるようにするとともに、心のバリアフリーも同時に推進していくことが重要です。

そのためには、私たちの暮らす社会が、障がいのある方や高齢者、外国の方等の多様な人に配慮された社会になっていないことを知るとともに、それによって生じているバリアを取り除くことが社会の責務であるという考え方（社会モデル）を理解し、社会全体の問題として捉えていかなければなりません。

また、バリアフリー設備等の情報を、ホームページやパンフレット、デジタルサイネージ（電子看板）等を活用して発信し、情報アクセシビリティ^{※8}の向上を図ったり、障がい等の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することも重要です。

さらに、バリアフリースイレや障がい者等用駐車スペースの適正利用の推進、安全な歩行空間を阻害する行為への対策など、マナーの向上にも努める必要があります。

多様なバリアを取り除く努力を地域社会全体で行い、利用者などがお互いにマナーを守り、譲り合い支え合うことで、はじめて安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現することができます。

※8：情報アクセシビリティとは

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

(1) 教育啓発特定事業

【札幌市の基本方針】

「心のバリアフリー」の普及啓発等により、市民及び事業者の理解と自発的な取組を促進します。

令和2年5月のバリアフリー法改正では、ソフト施策に関する教育啓発特定事業^{※9}が創設されました。札幌市ではこれまでも心のバリアフリーなどのソフト施策に取り組んできましたが、今回の法改正を受け、以下の取組を教育啓発特定事業に位置付け、ハード・ソフト両面のバリアフリーをより一層推進していきます。

※9：教育啓発特定事業とは

1. 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
2. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（1に掲げる事業を除く）

① 心のバリアフリー推進事業【保健福祉局】

・地域生活や企業活動において心のバリアフリーを推進するため、市民・企業向け研修を実施する。



図 4-71 市民・企業向け研修のリーフレットと受講者に配布するバッヂ

② 共生社会環境づくり事業【保健福祉局】

- ・ 外見からは分かりづらい障がいや病気等のために、援助や配慮を必要としている人への理解を深めるため、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布や、札幌市内の公共交通機関の専用席・優先席付近にヘルプマーク周知のステッカーを掲示する等の周知啓発を行う。
- ・ 障害者差別解消法の普及のためフォーラムを開催する。
- ・ 本市職員一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨を理解することを目的に、各職場へ障害者差別解消法に関する職場研修の実施を依頼する。



図 4-72 ヘルプマーク



障害者差別解消法普及のために開催したこれまでのフォーラムでは、合理的配慮の実践に関する講演や、共生社会について考えるワークショップを実施した。

図 4-73 フォーラムの開催

③ 出前講座【まちづくり政策局・保健福祉局】

- ・ 学校や地域の団体等の依頼により、バリアフリー基本構想や心のバリアフリーに関する出前講座を実施する。



図 4-74 出前講座の様子

④ 障がい当事者の講師派遣【保健福祉局】

・障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッションなどを行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解を促進する。



写真の事例では、連合町内会の役員などに対して、障がい当事者の講師による研修会を開催。日常生活での困りごとや、見守りや災害の際の注意事項などに関する講義・ディスカッションを通じて、障がいに対する理解を促進し、心のバリアフリーを実践する手法を学んだ。



写真の事例では、学校の総合学習で、障がい当事者の講師によるWEBを使った授業を開催。自身の障がいや子どもたちができる声掛け・支援の方法などの講義のほか、子どもたちの疑問などについて、ディスカッションを通して障がいに対する理解を促進した。

図 4-75 講師派遣の様子

⑤ 障がい者コミュニケーション促進事業【保健福祉局】

・障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ガイドブックや各種講座等により周知啓発を行う。



図 4-76 ガイドブック

⑥ ガイドブックの配布【保健福祉局】

- ・ガイドブック「心のバリアフリーガイド」の配布により市民に向けた啓発を実施する。
- ・小学4年生向け「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド 中学生用」といった福祉読本により、教育委員会と連携して学校教育における理解を促進する。



図 4-77 心のバリアフリーガイド

⑦ バリアフリー研修（（一財）札幌市交通事業振興公社と共同実施）【交通局】

- ・地下鉄駅職員を対象とした、バリアフリースキル向上を目的とする有資格者（サービス介助士の資格を持つ職員）によるバリアフリー研修を実施する。



図 4-78 バリアフリー研修の様子

(2) その他の事業

1) 心のバリアフリーの推進

[教育委員会による取組]

- ・「人間尊重の教育」を推進し、子どもがあらゆる差別や偏見をなくし、互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む

[交通局による取組]

- ・地下鉄駅を会場としたバリアフリー教室の実施（北海道運輸局主催、交通局共催）

[JR北海道による取組]

- ・車いす利用者に対する、駅係員による乗降介助に加え、係員不在時や無人駅における事前情報取得などの環境づくり

- ・駅係員を対象に障がいのある方を招いた講習会を実施し、障害者差別解消法の理解促進と、介助技術の習熟を図る

- ・ホームからの転落防止のため、視覚障がい者などお手伝いを必要とする方に対し、駅係員だけでなく一般の利用者からも声かけを呼び掛ける「声かけ・サポート」運動を実施

[その他札幌市が行う普及啓発]

- ・公募により作成した札幌市のシンボルマーク「札幌市心のバリアフリー推進マーク」を活用した広報を実施



図 4-79 バリアフリー教室の様子（地下鉄）



図 4-80 講習会の様子（JR）



図 4-81 札幌市心のバリアフリー推進マーク

2) 適切な情報提供

[保健福祉局による取組]

・札幌市ホームページ上の「バリアフリータウンマップ」やパンフレット「さっぽろバリアフリー情報」により、商業施設や官公庁等の車いす使用者用駐車場やバリアフリートイレなどの設備に関する情報を発信

[公園管理者による取組]

・公園検索システムによる駐車場のバリアフリー情報提供とその拡充

[その他札幌市が行う情報提供]

・都心部の地下ネットワークや駅・バス停等への移動における、バリアフリーに関する総合的な情報の提供方法を検討



図 4-82 さっぽろバリアフリー情報



図 4-83 公園検索システム

3) マナーの向上

[道路管理者による取組]

- 歩道除雪や歩行の支障となる違法駐車に対する指導、マナー啓発を実施
- 歩行の支障となる違法駐輪に対する指導、マナー啓発、撤去を実施
- 歩行の支障となる不法占用物件に対する指導を実施
- 道路への雪出しに対する指導、マナー啓発を実施

[公園管理者による取組]

- チラシやHPなどによる障がい者に配慮した公園利用マナー啓発を実施

[交通局による取組]

- 地下鉄マナーキャンペーンを実施（年4回）
- 地下鉄マナー出前教室を実施
- 知的障がい者向け乗車マナー教室を実施（年1回）

[交通管理者による取組]

- 違法駐車対策及びそれら行為に対する啓発活動を実施

[その他札幌市が行う啓発活動]

- 障がい者等用駐車場やバリアフリースイレなどの適正利用のため、利用マナーに関する啓発活動を実施



図 4-84 地下鉄マナーキャンペーン

第5章 更なるバリアフリーの推進に向けて

5-1 ユニバーサル社会の実現に向けた取組

今後、少子高齢化の進行が見込まれる中で、生活に障壁（バリア）を感じないような対応を必要とする人は、さらに多くなると考えられます。また、人の能力や個性は一人ひとり異なっており、年齢や環境の変化等による影響を受け刻々と変化していくものです。

このため、障がいの有無や年齢等にかかわらず、一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びをもって生活を送ることができる共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた環境を整備していくことが重要です。

そのためには、障がい者、高齢者、妊産婦などに主な焦点を当て、社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するという考え方（バリアフリー）とともに、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められます。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

出典：障害者基本計画（内閣府）

5-1-1 心のバリアフリーの推進

基本構想策定後は、各施設管理者によりハード面の整備が進むとともに、バリアフリー講習会や体験教習を行うなどソフト面の取組により、高齢者、障がい者等に対する理解、すなわち「心のバリアフリー」の推進が期待されます。安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現するには、全ての市民がこの「心のバリアフリー」を正しく理解し、お互いに支えあうことが必要であるため、市をはじめとした関係団体などの活動を通じて普及啓発に努めます。

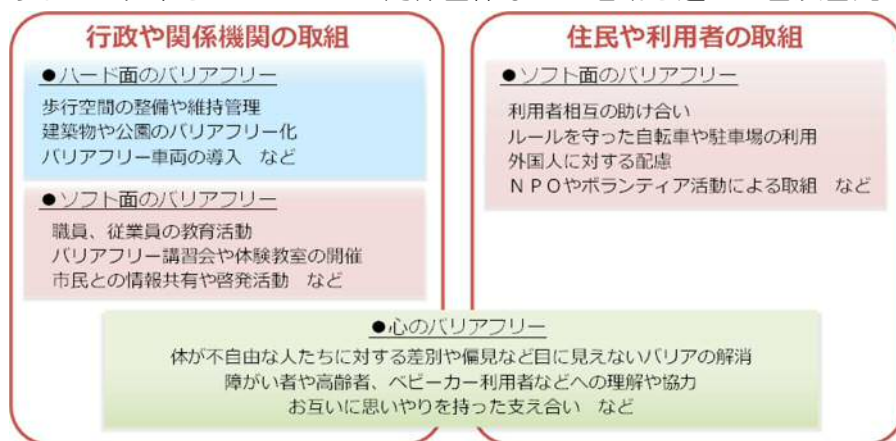


図 5-1 ユニバーサル社会実現のイメージ

5-1-2 ユニバーサルデザインの普及啓発

今後、国際化の推進や安心して子育てができるまちを目指していく札幌市においては、障がい者や高齢者だけではなく、外国人や妊産婦、ベビーカー利用者、子ども連れの人など、全ての人々にとって「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」、そして新たなバリア（障壁）を生じさせないというユニバーサルデザインの考え方を、モノやまちなどのハード面だけでなく、ひとの意識や情報、社会参加の仕組みにも取り入れる必要があるため、市の活動を通じて普及啓発に努めます。

【ユニバーサルデザイン 7つの原則】

※ロナルド・メイス氏（元・ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長）提唱

- ・誰もが不利になることなく、みんなが公平に利用できること
- ・難しい説明を読まなくても使い方がすぐにわかること
- ・無理な体勢をとることなく、少ない力で楽に使えること
- ・必要な情報がすぐ理解できること
- ・利用するうえでの自由度・柔軟性が高いこと
- ・うっかりミスをおかしづらく、ミスをおかしても直ちに危険につながらないこと
- ・利用しやすい大きさや広さが確保されていること

5-1-3 バリアフリー化の促進

今後の施策の展開に当たっては、障がい者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、性別・国籍・民族・文化の違い等に関わらず、すべての利用者の視点に立ってユニバーサル社会の実現に向けて取り組む必要があります。

また、個々の施設の整備や、複数の施設間の個々の移動が円滑化されただけでは、利用者にとってバリアを感じることはない生活空間とはなりません。特に、冬期間には、積雪によって歩行者空間が狭くなったり、路面の凍結によって転倒の危険性が増すなどの冬期特有のバリアがあり、夏期には可能であった公共交通施設間の乗換えなどが困難になります。

このため、本基本構想の理念を踏まえ、個々の施設の整備やその間の移動の円滑化を有機的に組み合わせて、面的な広がりを持った生活空間の整備を推進することが必要になります。

本基本構想では、移動円滑化のために実施すべき駅周辺施設におけるエレベーター等の設置によるバリアフリールートの充実や、バス・タクシー等のバリアフリー対応車両の導入支援、公共地下歩道等に関する情報発信の検討、民間建築物のバリアフリー化促進策の検討などを進めていくことを記載していますが、ユニバーサル社会の実現には、一部の関係者のみによる取組とするのではなく、社会全体で取組を進めていくことが重要であり、関係者相互による積極的な情報交換・情報共有を行い、連携・調整を図るとともに、バリアフリー化の取組の促進や、対策内容の充実についても引き続き検討を進めることとします。

5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携

札幌市は1972年（昭和47年）に開催されたオリンピック冬季大会を契機として、地下鉄や道路網などの都市の骨格をつくるとともに、競技施設や選手・役員・報道関係者などを受け入れるための施設が整備されました。また、札幌のウインタースポーツシティとしての存在感を高めたとともに、オリンピックを間近に観戦することで市民の中にウインタースポーツに親しむ文化が定着しました。

その後、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定するなど、共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

現在、札幌市では、二度目となる冬季オリンピック開催、初のパラリンピック開催を目指し、2030年（令和12年）冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動を進めています。冬季オリンピック・パラリンピックを開催することは、子どもたちに夢と希望を与え、冬季スポーツを振興し、世界平和に貢献するというオリンピック本来の意義に加え、都市基盤及び冬季スポーツ施設の更新や、バリアフリーの促進といった都市のリニューアルを推し進める契機となることが期待されます。

令和3年11月に札幌市が公表した「2030 北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要（案）」では、大会において目指すまちの姿（ターゲット）の一つとして「すべての人にやさしい共生社会の実現」を定めるとともに、大会によってもたらされるレガシーの一例として、心のバリアフリーが実現した誰もが暮らしやすいまちを目指すことや、インフラのバリアフリー化を促進することを挙げています。



図 5-2 「2030 北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要(案)」

5-3 スパイラルアップ

バリアフリー化を推進するためには、具体的な施策や措置を当事者参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることにより、段階的かつ継続的な発展を図っていくことが望まれます。

このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれ、バリアフリー法では、基本構想の策定後、概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査や分析・評価を行うよう努め、必要に応じて基本構想の見直しを行うことされています。札幌市では、毎年作成している「札幌市バリアフリー特定事業計画」における事業の進捗状況や、社会状況の変化等を踏まえ、今後必要に応じて基本構想を見直し、時代に即したバリアフリーの取組を推進してまいります。

また、バリアフリー法では、住民などによる基本構想の策定や変更に係る提案制度が創設されています。札幌市に対し、市民・事業者などから基本構想の改定などに関わる提案があった場合には、関係機関と協議の上、基本構想の見直しの検討などを行い、その結果は「福祉のまちづくり推進会議」にて報告することとしています。

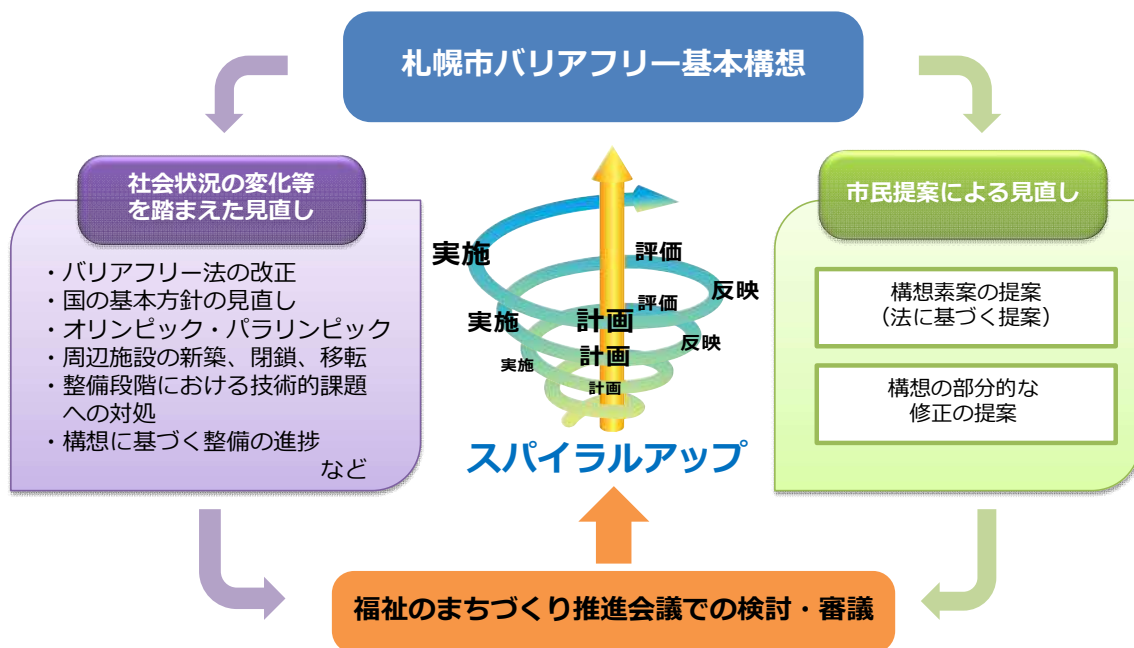


図 5-3 スパイラルアップのイメージ

皆さまからのご意見をお待ちしております

「札幌市バリアフリー基本構想 2022（案）」について、ご意見を募集いたします。
いただいたご意見は、「札幌市バリアフリー基本構想 2022」を策定するに当たり、参考とさせていただきます。

また、ご意見に対する札幌市の考え方について、とりまとめて公表いたします。

意見募集期間

令和4年4月18日（月）～令和4年5月17日（火）＜必着＞

ヤマオリ②

料金受取人私郵便

札幌中央局
承認

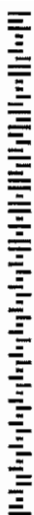
1387

差出有効期間
2022年
5月17日まで

切手不要

060-8788
559

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部
交通計画課 行
札幌市中央区北1条西2丁目



ヤマオリ①

意見募集について

◆寄せられたご意見に対して個別に回答はいたしません。ご意見の要点をまとめ、それに対する市役所の考え方と合わせてホームページなどで発表します。

◆提出の際は、お名前・ご住所等をご記入ください。

提出方法について

- ① 郵送の場合
：このページを切り取り、裏面にご意見を記入の上、糊付けして封書とし、ポストに投函してください。
※切手は不要です。
- ② FAXの場合：011-218-5114
- ③ Eメールの場合：sogokotsu3@city.sapporo.jp
※ 計画名がわかるように、メールアドレスを「札幌市バリアフリー基本構想 2022 について」としてください。
※ お名前・ご住所・年齢を忘れず記載してください。
④ ホームページの意見募集フォームから送信する場合
<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/spiral.html> からアクセスしてください。
- ⑤ 直接お持ちいただく場合
：まちづくり政策局交通計画課までお持ちください。
※受付時間は、平日の午前8：45～午後5：15までです。

お問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部
交通計画課

◆住所

：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

◆電話：011-211-2275

札幌市バリアフリー基本構想のスパイラルマップ

検索

6229

札幌市バリアフリー基本構想 2022（案）の意見用紙

まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課

FAX：011-218-5114

<お名前>

<年齢> 該当する番号に○を付けてください

①19歳以下 ②20代 ③30代 ④40代

④50代 ⑥60代 ⑦70歳以上

<ご住所>

※ 記入スペースが足りない場合は、別紙に記入し、同封してください。

※ お名前・ご住所等は、集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に則って、適正に取り扱います。

※ 概要版もしくは本編で何ページのどの項目に対するご意見かがわかるようにご記入ください ※

ページ

ご意見

キリトリ

のりしろ★

のりしろ★

キリトリ

★

★